

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和５年度第１回武蔵村山市青少年問題協議会
開 催 日 時	令和５年７月２７日（木）午前１０時～午前１０時４２分
開 催 場 所	市役所３０１会議室（市役所３階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：山崎会長、池谷副会長、長堀委員、荻野委員、小川委員、平井委員、小池委員、波田委員、井口委員、榎戸委員、西山氏 事務局 子ども家庭部長、子ども青少年課長、手当・青少年係長、担当 計１５名 欠席者：田中委員、内野委員、尾崎委員、菅委員、堀委員（代理出席あり）、鈴木委員 計６名
協 議 事 項 等	１ 開会 ２ 委嘱書の交付 ３ 会長挨拶 ４ 委員自己紹介 ５ 報告事項 (１) 令和５年度青少年関係事業について (２) 令和５年度市内クリーン作戦実施結果について (３) 令和５年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（７月１日から７月３１日まで）対応事業について ６ 議題 (１) 武蔵村山市青少年問題協議会副会長の選出について (２) 令和５年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）について (３) 武蔵村山市における青少年の健全育成について ７ その他（情報交換等） ８ 閉会
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(１)：武蔵村山市青少年問題協議会副会長の選出について 事務局案のとおり池谷委員を副会長とする。 議題(２)：令和５年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）について 事務局案のとおり決定する。 議題(３)：武蔵村山市における青少年の健全育成について 井口委員から市内小学生の現況等について、情報の提供があった。 榎戸委員から市内中学生の現況等について、情報の提供があった。 西山氏から警視庁東大和警察署管内の青少年の現況等について、情報の提供があった。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ◎印＝会長 ○印＝委員 ●印＝事務局	報告事項(１)：令和５年度青少年関係事業について 報告事項(２)：令和５年度市内クリーン作戦実施結果について 報告事項(３)：令和５年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（７月１日から７月３１日まで）対応事業について ◎ 報告事項について事務局より説明願いたい。 ● 報告事項(１)令和５年度青少年関係事業については、資料２令和５年度青少年関係事業一覧を御覧いただきたい。生涯学習事業としては、「武蔵村山市放課後子供教室」、「武蔵村山市地域未来塾」など１０の事業を実施する。スポーツ・レクリエーション事業としては、少年少女スポーツ大会「第５３回少年野球大会」をはじめ、「第４０回少年少女サッカー大会」など１１の事業を実施する。 近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、青少年に関する多くの事業が中止となったが、今年度から新型コロナウイルス感染症の流行前の状況に戻りつつあることを報告させていただく。

続いて、報告事項(2)令和5年度市内クリーン作戦実施結果については、今年度は6月4日(日)に実施した。参加者は青少年対策地区委員会の関係者が1,439人、自治会の関係者が1,090人、合計で2,529人に参加していただいたが、昨年度との比較では262人の減となった。また、ごみの収集量については、合計で390kgとなり、昨年度と比較して70kgの増となった。

続いて、報告事項(3)令和5年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月1日から7月31日まで)対応事業についてであるが、本市の対応事業として、子ども青少年課では市報等により月間の趣旨のPRを実施するとともに、市民会館の壁面に関連する懸垂幕を掲出し、青少年健全育成意識の高揚を図っている。また、青少年補導連絡会により夏期街頭補導活動を実施し、青少年の現状把握に努めることとしている。

福祉総務課では保護司等による「社会を明るくする運動」の啓発として懸垂幕の掲出や街頭広報活動等を実施して事業のPRを行っている。

健康推進課では薬物乱用防止キャンペーンとして、市報、ポスター等による事業のPR活動を実施している。

【 質疑・意見等 】

- ◎ ただ今事務局から報告事項の説明があったが、御意見、御質問等があるか伺う。
- 一質疑なし

議題(1)：武蔵村山市青少年問題協議会副会長の選出について

- ◎ 議題(1)武蔵村山市青少年問題協議会副会長の選出について事務局より説明願いたい。
- 本協議会の副会長は、武蔵村山市青少年問題協議会条例第4条第2項の規定により、委員が互選することとなっている。これまで、特に立候補や推薦がない場合は、連絡調整のしやすさ等から慣例により教育長が副会長になっている。

【 質疑・意見等 】

- ◎ ただ今の事務局の説明では、慣例では連絡調整のしやすさ等から池谷教育長に副会長に就任していただいているようであるが、いかがか。
- 一異議なし

議題(2)：令和5年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策(案)について

- ◎ 議題(2)令和5年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策(案)について事務局より説明願いたい。
- 資料5の2ページ、3ページ及び協議会資料の5ページを御覧いただきたい。

令和5年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策(案)については、令和3年3月に本協議会で策定した武蔵村山市青少年健全育成基本方針を基に策定した。基本方針では「人と人との絆を深め心豊かで健やかな子どもの成長を目指して」という基本目標を基に、家庭、学校、地域社会及び行政という視点から4つの重点項目を掲げている。令和5年度の重点施策(案)については、この重点項目に対応するよう4つの項目により構成されている。

令和4年度の重点施策からの主な変更点については、資料6の「令和5年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策(案)に係る前年度からの変更点对照表」により説明させていただく。

重点施策(案)の2の後段を「また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図ることにより子どもたちの学習環境が大きく変わる中、

子どもたちが抱える不安や戸惑いを解消し、安心して学習できる環境づくりに努めます。」という表現から「また、近年、ヤングケアラーに関する実態が少しずつ明らかになる中、関係機関等と連携して、ヤングケアラーの早期発見、支援につなげる体制づくりに努めます。」という表現に変更したこと、重点施策（案）の4の後段の「昨年度に引き続き最重点課題としている「ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止」について、保護者等に対し、フィルタリングの更なる利用促進等ペアレンタルコントロール機能の積極的な活用等に関する啓発などの取組を推進し、子どもたちをSNS等に起因する犯罪やトラブルから守ります。」という表現から「最重点課題としている「インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止」について、ペアレンタルコントロールによる対応の推進を図ること等により、子どもたちをSNS等に起因する犯罪やトラブルから守ります。」という表現に変更した点である。

【 質疑・意見等 】

- ◎ ただ今事務局から重点施策（案）について説明があったが、御意見、御質問等があるか伺う。
- ヤングケアラーとは何か簡単に説明願いたい。
- ヤングケアラーとは、法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを指すものである。
- ◎ ほかにないようであれば、令和5年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）については、原案のとおりとさせていただきます。

議題(3)：武蔵村山市における青少年の健全育成について

- ◎ 武蔵村山市における青少年の健全育成について、各委員より青少年の近況等を説明いただきたい。まず、小学校代表の第二小学校校長である井口委員に市内の児童の近況についてお話しいただきたい。
- 小学校の校長会では情報交換を毎月行っているが、大きな問題が発生しているとの報告は上がっていない。本校においても、不登校の児童が数名いるが、本人の怠けや昼夜逆転の生活に起因するものであり、いじめであったり、教師とのトラブルによる不登校ではない。
また、いじめに関しては、昨年度の認知件数が10件近くある。ただし、いじめの定義がやられた側がいじめだと感じればいじめであり、ひと昔前の感覚ではけんかであると捉えるものもいじめの件数に含まれている。
大勢の子どもたちが関わる学校生活の中でいじめが発生しないことは考えづらいが、教師がきちんとアンテナを張って学校として対応しているからこそ、複数件のいじめを発見することができていると感じている。
- ◎ 続いて、中学校代表の第五中学校校長である榎戸委員に市内の生徒の近況についてお話しいただきたい。
- 市内中学校の現況について報告させていただく、今年度は5月8日からコロナが5類感染症に移行となり、各校とも運動会をはじめ、1学期に予定されていた行事を実施することができた。子どもたちもよく頑張り、行事を通して大きく成長することができた。2学期に入ると、9月から10月初旬にかけて三年生の京都・奈良方面への修学旅行、10月中旬には合唱コンクールが予定されている。
また、現在どの中学校でも非行傾向はほとんどなく、比較的落ち着い

て生活できている。しかし、スマートフォンや携帯電話のSNSを介した相手への誹謗中傷、写真や動画を無断でネット上にあげる行為等による人間関係のトラブルが後を絶たない。LINE 上で悪口を書かれたことにより友達関係が崩れ、不登校に陥ってしまう生徒もいる。調査をしてみると、中学校一年生でほとんどの生徒がスマートフォンや携帯電話を所持しており、小学生のうちから保護者が買い与えているという実態があるが、家庭内での使用上のルールがなく、子どもがどのように使用しているか十分に把握していない状況にある。自分の子どもが被害にあってはじめて現状を学校に訴えてくる保護者がほとんどである。学校では毎年、学年や学級で情報モラルについて生徒指導を行っている。また、セーフティ教室や保護者会でスマートフォンやインターネットの使い方について、繰り返し家庭での注意喚起と協力を仰いでいるところである。また、SNSは不特定多数の人と簡単につながってしまうため、その交友関係も気になるところである。既に近隣地域の他校生と親しくしている生徒もおり、特に夏季休業中は夜間の徘徊や外泊、飲酒、喫煙等が心配されるところである。

そのほか、どの学校も年間 30 日以上欠席している不登校生徒が一定数いる。小学校からの不登校が続いている生徒もいるが、中学校に入って新たに不登校となった生徒もいる。不登校の主な要因としては、ゲームなどの依存で昼夜逆転などの生活リズムの乱れ、無気力、学業の不振、友人関係の問題等が挙げられる。また、家庭に起因するものとしては、家庭内の不和や親子の関わりの希薄さ等が挙げられる。最近では少数であるが、ヤングケアラーなどのケースもある。これらの生徒に関しては、市の教育相談所、適応指導教室、子ども家庭支援センターや小平児童相談所等の関係諸機関と密接に連携して対応を図っているところである。

学校では職場体験などの社会体験、ボランティア活動、地域行事への参加などを通して道徳教育や人権尊重教育を推進し、生命尊重や思いやりの心の育成を図っている。これからも引き続き、保護者、地域、関係諸機関の皆様に御協力をいただきながら生徒が安心して学校へ通えるように努めていきたい。

◎ 続いて、警視庁東大和警察署の西山様に御出席をいただいているので、管内の青少年の近況についてお話しいただきたい。

○ 令和5年1月から6月末までの取扱の数値で話をさせていただくが、数字については手集計となるので、御承知願いたい。

はじめに、犯罪を犯した少年を東京地方検察庁へ送致をするわけであるが、6月末までに10件送致をしている。内訳としては、窃盗（万引き）が3件、自転車盗が3件となっている。近年の特徴としてこれに続くのが詐欺となっている点である。以前は暴行や傷害といった粗暴犯がこれに続いてきたが、粗暴犯が減って詐欺が増えている傾向がある。これは、子どもたちがSNSでつながっていて、直接会う機会がなかなかないということも起因しているものと考えられる。

今年に入って、特殊詐欺の受け子といわれる少年を現行犯で逮捕した。この少年は、神奈川県在住の18歳で、SNSを通じて顔の見えないリクルーターを介して当署管内まで案内されて、現場まで来たところを捜査員に逮捕されたものである。こうした犯罪に手を染める子どもなので口は重いが、警視庁管内のほかの所でもその姿が見えているということなので、SNS等を介して少年たちが犯罪に手を染めている現状があるのではないかと考えている。

	次に、少年の補導についてであるが、こちらも6月末までに311件の補導を行っている。そのうち武蔵村山市での取扱いは202件で、約6割を占めている。年齢でいうと14歳から17歳の少年が補導の対象となっており、イオンモール周辺や村山団地周辺が補導場所として挙げられる。補導件数では昨年同月比で若干減少しているが、ほぼ横ばい状態と感じている。7月21日から市内小中学校が夏季休業中であり、コロナの関係で外出できなかった子どもたちの反動もあるかと思うが、外出する機会が増えるので、犯罪を犯すだけでなく犯罪に巻き込まれる可能性も高くなると思うので、当署としても関係機関と連携を図りながら、対応していきたいと考えているので、引き続き御協力願いたい。 【 質疑・意見等 】 ◎ ただ今、井口委員、榎戸委員、警視庁東大和警察署の西山様からそれぞれの立場で青少年の近況に関して、御説明いただいた。御意見、御質問等があるか伺う。 ○ 一特になしー その他（情報交換等） ◎ その他として各機関、組織において提供していただける情報等があればお願いしたい。 ○ 教育委員会から学校教育関係の情報であるが、今年の4月から市内の全小中学校でまちづくり学習を進めている。これは、モノレールの延伸を見据えた中で、子どもたちがこの武蔵村山市をもっと素晴らしい町にしたいという考えを基に、地域の皆様と関わりを持って自分が考えたことを実現できるような学習を進めることである。まだスタートしたばかりの事業であるので、いろいろな形で皆様の御協力が必要になるかと思うが、よろしくお願いする。
--	---

会議の公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 	傍聴者： _____ 0 人
-------------	--	----------------

会議録の開示・非開示の別	☒ 開示 ☐ 一部開示（根拠法令等： _____） ☐ 非開示（根拠法令等： _____）
--------------	---

庶務担当課	子ども家庭部 子ども青少年課（内線：185）
-------	------------------------

（日本産業規格A列4番）